

***** 令和6年度(2024年度) *****

分譲マンション管理組合向け管理セミナーのご案内

=====
テーマ：法改正は高経年マンションの救世主か！

～ 区分所有法改正の背景と目的 ～

開催日：令和7年(2025年) **3月8日(土)**

無料

時間：13時～16時30分(30分前受付)

会場：大阪弁護士会館 1203号室

定員：60名(会場参加者数)

申込み：**1月20日(月)～3月7日(金)**



講演1：「区分所有法」はどう変わるのか？

～改正(要綱)の概要と、マンション管理実務への影響について～

講師：大阪弁護士会 / 弁護士・マンション管理士 松村 直哉氏

いわゆる「区分所有法」が、20数年ぶりの大改正を控えています。高経年化したマンションの管理・再生の円滑化に対応するために、総会の決議要件の変更や、新たな財産管理制度の創設など、大幅なアップデートが予定されています(2024年12月現在)。そのような法改正の全体像と、管理組合の運営に対するインパクトを分かりやすく解説します。

講演2：「選ばれるマンション」への取り組み

講師：(公社)大阪府建築士会 / 一級建築士 桑原 宏明氏

人口減少、空き家の増加が社会問題としてとりあげられるようになりました。マンションにおいても管理不全がはじまっています。「選ばれるマンション」になるための取り組みを一緒に考えましょう。

講演3：高経年マンション管理の在り方について

講師：(一社)大阪府マンション管理士会 / マンション管理士 下岡 寛史氏

法は、手段に過ぎません。管理に対する意識が高いか低いかによって、高経年化を迎えるマンションの未来は大きく変わります。区分所有法改正の意義について、管理計画認定制度と外部管理者方式の話を変え、管理の視点で分かりやすく説明します。

講演4：住宅金融支援機構のマンション管理支援制度について

～マンションの長寿命化のために～

講師：(独)住宅金融支援機構 近畿支店地域連携グループ / 野川 真由氏

大規模修繕に向けた「長期修繕ナビ」のご利用方法と「マンションすまい・る債」「共用部分リフォーム融資」の内容についてご紹介します。

【共催】大阪弁護士会/(一社)大阪府マンション管理士会/(公社)大阪府建築士会/(独)住宅金融支援機構近畿支店

【後援】大阪府/大阪市/(公財)マンション管理センター/(一社)日本マンション管理士会連合会

★★ 管理セミナーお問い合わせ、申し込み方法 ★★

TEL : 06-6364-1238 大阪弁護士会 藤澤まで

FAX : 06-6364-1255 会場参加者のみ

下記の申し込み用紙にご記入の上、この用紙のままFAXをして下さい

FAX参加申し込み用紙（会場参加用）

(必須)

フリガナ

氏名:

(必須)

所属団体に○印をお願いします: (弁護士会・マンション管理士会・建築士会・その他)

(必須)

連絡先 携帯 TEL:

(必須)

自宅 FAX:

(任意)

Mail: @

(任意)

マンション名:

(必須)

複数人でご参加の場合の氏名

フリガナ

氏名:

フリガナ

氏名:

フリガナ

氏名:

フリガナ

氏名:

※ご記入頂きました個人情報は当セミナーの連絡の為にだけ利用し、それ以外の利用は致しません

Webでの申し込み方法

各共催団体のHP内にある、当チラシから **A** か **B** を1つ選択して下さい。

A 会場参加の方は、下記のURLをクリックして下さい。

(開かない場合は、CTRL キーを押しながらクリックして下さい)

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/20250308seminar/20250308/>



B ZOOM参加の方は、下記のURLをクリックして下さい。

(開かない場合は、CTRL キーを押しながらクリックして下さい)

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_hArmFqyEQR-apYVVSa91rDQ



交通機関

■ 京阪中之島線「なにわ橋駅」下車

出口1 から徒歩約 5分

■ 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車

1番出口 から徒歩約 10分

■ 地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車

26号階段 から徒歩約 7分

住所: 大阪市北区西天満1丁目12-5
大阪弁護士会館 12階

★★ 管理セミナー申込用紙 ★★

